

# 第9回小動物委員会の会議概要

## (小動物臨床部会常設委員会)

**I 日 時** 平成20年12月19日(金) 13:30~16:30

**II 場 所** 日本獣医師会会議室

### III 出席者

<b>【委員長】</b>	細井戸 大成	日本獣医師会理事
<b>【副委員長】</b>	西 間 久 高	北九州市獣医師会会長
<b>【委 員】</b>	木 俣 新	日本動物病院福祉協会理事
	小 松 泰 史	東京都獣医師会副会長
	今 野 忠 好	千葉県獣医師会理事
	中 市 統 三	山口大学農学部教授
	中 川 忠 重	徳島県獣医師会 (中川アニマルクリニック院長)
	春 名 章 宏	岡山県獣医師会 (春名動物病院院長)
	樋 口 雅 仁	大分県獣医師会副会長
	藤 井 康 一	横浜市獣医師会 (藤井動物病院院長)
	(欠席委員)	
	石 川 勝 行	名古屋市獣医師会 (石川動物病院院長)
	大 草 潔	仙台市獣医師会副会長

**【農林水産省】** 三 上 稚 夫 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐

**【本 会】** 中 川 秀 樹 (副会長)、大 森 伸 男 (専務理事) ほか

### IV 議 事

- 1 第8回小動物委員会の検討結果
- 2 獣医事審議会における検討
- 3 動物診療における動物看護職の位置づけ
- 4 ペットフードの安全確保に関する法律
- 5 獣医療法施行規則の一部改正
- 6 委員会報告の取りまとめに向けた検討

### V 会議概要

中川副会長から、会議出席への謝意が述べられた後、開会に当たり大要次の挨拶があった。

- (1) 獣医学系大学における教育に関する問題、獣医師国家試験のあり方に関する問題について、最近少しずつ動きが出てきており、注目している。
- (2) 獣医師という職種が社会からの期待に十分応え得る資質を持った専門職業人集団たり得るよう、獣医学教育の充実等、環境の整備を進める必要がある。
- (3) これからますます小動物獣医療の重要性は高まっていくことが予想されるが、今すぐに整備すべき体制、将来必要となる体制等について十分な議論を重ね、将来への指針となるよう委員会報告の取りまとめをお願いしたい。

## 1 第8回小動物委員会の検討結果

事務局から、資料に基づき、第8回小動物委員会の会議概要について、以下のとおり説明され、了承された。

- (1) 委員会報告の取りまとめに向けた検討に先立ち、以下の説明が行われた。
  - ア 獣医療広告ガイドラインについて、農水省三上課長補佐から具体的な内容が説明され、委員との間で質疑応答が行われた。
  - イ ペットフード安全法の成立に係り、細井戸委員長及び三上課長補佐から説明が行われ、併せて獣医師会との連携・協力が依頼された。
- (2) 委員会報告の内容について、報告書の素案が示され、委員から各種意見が提示された。この検討を踏まえ、委員長・副委員長及び事務局においてさらに報告書の取りまとめを進め、年度内に次回委員会を開催することとされた。

## 2 獣医事審議会における検討

- (1) 細井戸委員長から、資料に基づき、平成20年12月2日に開催された獣医事審議会第1回計画部会の状況等が説明された。
  - ア 獣医療計画制度は、平成4年に制定された獣医療法において定められたものであり、農林水産大臣が基本方針を定め、都道府県は基本方針に即して地域計画を策定し、適切な獣医療の確保を図るものである。平成22年度を目標年度とする第2次基本方針が終期を迎えることから、今回平成32年度までを目標とした新たな基本方針を定める必要がある。
  - イ このための検討を行うのが獣医事審議会計画部会であり、山根会長が部会長を務め、藏内副会長、中川副会長、横尾理事、細井戸理事も委員として参加している。
  - ウ 今後の検討の中で、獣医師バンクの創設等の人材確保施策、卒後臨床研修制度の整備充実等の臨床獣医師の技術向上施策等、近年の獣医師の職域を巡る課題に対する対応方針を具体的に議論していけるよう、会議参加者として尽力したい。
  - エ 会議資料の中で、獣医師法第22条の届出の状況が紹介されたが、ここからも獣医事に従事していない者の増加がみられ、結婚や出産による退職が比較的多い女性獣医師の割合の増加とともに、専門知識・技術を持った資格保持者の現場での活躍が十分でない状況がみられる。

オ 獣医師の職域偏在は喫緊の課題である。処遇対策や仕事に対するモチベーションの向上対策、現在獣医事に従事していない獣医師の人材活用等、総合的な視点での施策が必要である。獣医師の全体数を増やせばよい、大学獣医学部の新設を、といった単純な話ではない。

カ 動物医療の質の向上のため、獣医学教育の充実、獣医師倫理の向上等が必要とされている。卒後臨床研修制度についても、本会での検討結果が基本計画策定に反映されることを目指したい。

(2) 委員から、獣医学系大学の教員配置の現状について質問され、事務局から獣医学系 16 大学の教員数内訳（教授・准教授・講師・助教）資料が配布された。

(3) 大森専務理事から、「本会においてこれまでに検討された獣医師専門医制と高度専門医療、夜間休日診療・地域ネットワーク体制整備、産業動物獣医療の整備充実等が国の施策の中で反映されるためにも、個々の課題に対する提言等、しっかりと提示する必要がある。今回の新たな基本方針の策定は大きなチャンスである。本委員会報告においても、この点を踏まえ、十分な議論のもと、取りまとめを行っていただきたい。」と説明された。

### 3 動物診療における動物看護職の位置づけ

細井戸委員長から、資料に基づき動物看護職の全国組織設立に向けた経過等が説明された。

(1) 近年の動物医療を取り巻く環境は急速に変化しており、飼育者のニーズの高度化・多様化とともに、獣医師のみでは診療内容に対応しきれない状況になっている。既に現場では多くの動物診療補助者が動物診療になくてはならない存在として働いている。しかし、一部民間認定機関からの資格的な名称を付与されてはいるものの、公的な資格保証は全くなく、その教育水準等も平準化されていないのが現状である。

(2) 今後、良質な動物医療の提供にはチーム医療が益々必要とされる中で、こうした動物診療補助者が広く社会的に認知され、処遇や業務等の職域環境の整備推進のため、関係者と当事者が一体となり、全国的な連携と統一的資格制度を整備することが必要である。

(3) 動物診療補助者に係る日本獣医師会での検討の歴史は古く、既に平成元年には AHT 養成施設認定のための基本的考え方「AHT 養成学校認定システム（骨子案）」が小動物部会 AHT 制度検討委員会により取りまとめられている。当時は時期尚早との意見が大勢を占め、これ以降の検討は進められなかったが、平成 15 年以降、社会情勢の変化に伴い、検討が再スタートし、本会及び日本獣医師政治連盟における対応等の結果、少しずつ土壌が固まりつつあり現在に至っている。

- (4) 本件に係る農水省としての立場は、すぐに国家資格として体制を整備することは時期尚早としながらも、関係団体・機関等が連携し、動物診療補助に携わる当事者も含めて意識統一の上、一致して業務に係る知識・技術の高位平準化を進めることが必要であり、その先に資格制度化等一步進んだ検討の必要性等も出てこよう、というものである。
- (5) こうした流れの中、関係者全体の意識統一が不可欠として、これまで各地区から本会に寄せられていた動物診療補助者の資格制度化等に向けた対応への要望を受ける形で日本獣医師会がコーディネーター的な役割を果たし、関係団体、法人等を交えて懇談会や意見交換会の開催等の苦勞を重ね、ようやく全国組織の設立に向けて発起人会が発足するところまで来た。
- (6) 来年1月に開催される学会年次大会（岩手）で設立発起人総会の開催を予定している。
- (7) 今後、獣医療補助関連職域の名称について、現在は認定団体ごとにさまざまな呼称が用いられており、本会における検討の中でも様々に議論されてきた経緯があるが、獣医師以外の動物診療に携わる者が担っている幅広い診療補助職種において、それらの職に就いている一人一人の職業意識の向上と将来的な職域の確立を図りたいとの願いを込め、全体を「動物看護職」と呼ぶこととし、使用している。
- (8) いずれは動物看護職が担う職務について国家資格化していく必要がある。そのためにはまず納税者である国民の支持が必要であり、より良質な動物医療の提供に今後とも努める一方、全国的な動物看護職団体の設立により、連携を深め、団結して社会的認知度を高めていきたい。

#### 4 ペットフードの安全確保に関する法律

- (1) 大森専務理事から、ペットフード安全法の施行に係る動き等について説明された。
- ア 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）」が来年6月に施行される。経緯についてはこれまでの委員会における説明のとおりである。表示等に係る詳細な基準や規格等については現在検討が進められている。
- イ 本法令の施行と獣医師の職務との関係について、条文には「獣医師」や「動物医療」等、獣医師の診療業務に係る文言は見当たらず、製造や流通・販売に係る業者に対する規制を行うことが法令の趣旨であり、ペットフードによる健康被害等に対する対応以外、診療獣医師が特段規制を受けることはないとの理解でこれまで進んできた。
- ウ しかしながら、このほど農水省から獣医師も規制の対象となる旨説明があった。法令における愛がん動物用飼料（ペットフード）とは、愛がん動物（犬及び猫）の栄養に供することを目的に使用されるものであり、いわゆる療法食やサプリメントの類などについても、法令上はペットフード扱いとなることから、これらを顧客（患者の飼育者）に金銭と引き換えに渡すのは販売行為となり、多くの小動物開業獣医師は

法令上販売業者として規制を受けることとなる。

具体的には、帳簿の備付（個人に対して販売した場合には記入の義務はない）、問題発生時における行政の立ち入り検査への協力等の義務が発生する。

エ また、例えば個人輸入で外国製のサプリメントを取り寄せたケースなどでは、自らが輸入業者であることを届け出、さらに販売する商品を定められた通りに表示する義務が発生し、不備があれば法令違反行為となる。

オ 獣医師会としては、動物の安全確保につながる今回の法令整備の趣旨については賛同した。法に抜け穴があってはならないことも理解できる。また、今回の規制は、業者間取引を行っていない一般の小動物診療施設にとって、実質的に通常の診療業務や事務処理の変更を求めるものでもない。しかしながら、診察に基づいて専門的立場で判断し、動物の健康を回復・増進する目的で飼育者とのコミュニケーションの中で療法食やサプリメントを渡しているにもかかわらず、安売り量販店や粗悪品販売業者等と同様に扱われて販売業者としての責任が生じる点については感覚的に納得し難い部分がある。

カ 例えば医薬品を個人輸入するような場合、薬事法上、獣医師の資格を持ち、診療上必要とする制限数量以下であれば獣医師の裁量で輸入が可能となるが、ペットフード安全法全体の運用における獣医師の位置づけについて、今後考慮されることを望む。

キ 療法食について、これまで全く規制がなかったために安全上大変問題があった。それが今回ようやく規制されることとなった。しかし療法食に薬事法のような形での規制を求めると、製造業者にも厳しい規制がかかり、およそ国内で製造・販売を行う業者はいなくなる。このあたりについては理解した上で、行政には、個々の獣医師それぞれの理解を得やすい説明を求めたい。

ク 日本獣医師会としても、法令の円滑な運用のため、今後、国からの要請を受けて、ペットフードの事故情報を集約するシステム整備等に参加していきたい。

ケ 上記事業に関しては、関係者の理解が得られたならば、次年度にも早速システム整備のための検討委員会を設置したい。本委員会はじめ、小動物臨床部会における支援をお願いしたい。

(2) 農水省三上課長補佐から、「処方食というと医薬品的な意味合いにとらえられることがあるので、療法食という呼称に今後統一していきたい。」と説明された。

(3) 細井戸委員長から、農水省に対する要望として、「立法の趣旨である動物の安全を守ることは重要であり、獣医師会としても全面的に協力を惜しまない。地方会にあっても、動物たちの健康に少しでも役立つなら協力しようという獣医師が大多数であろう。そうした全国の獣医師の気持ちを汲んだ形で、より納得し、協力しやすい説明を求めたい。」との意見が述べられた。

## 5 獣医療法施行規則の一部改正

(1) 農林水産省三上課長補佐から、獣医療法施行規則の改正に向けた作業の進捗と省令改正案の概要がスライドにより説明された。

ア 放射性同位元素を利用した獣医核医学診療と高エネルギー放射線治療について、動物医療でも利用できるようにするため、このたびの獣医療法施行規則の改正が行われる。

イ 今回利用できるのは、① 馬における核種がテクネチウム 99 エムである放射性医薬品を用いた骨シンチグラフィ、② 犬猫における核種がテクネチウム 99 エムである放射性医薬品を用いた各種シンチグラフィ、③ 犬猫における核種がフッ素 18 である放射性医薬品を用いた陽電子断層撮影検査、④ 診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射機器を用いた疾病治療である。

ウ 現在パブリックコメントの募集を行っている。状況が順調に推移すれば、来年2月ごろには公布・施行される見通しである。

エ 獣医師をはじめとする診療従事者の被ばく防止、飼育者の安全確保のため、各種規制が設けられることとなる。

オ 骨シンチグラフィは、馬の微小骨折の診断等に極めて有効である。また、PET 検査により、動物への負担を最小にして、腫瘍の早期発見が可能となる。これらの有用な技術の利用・普及にあたって、適切な放射線の取扱いをお願いしたい。

(2) 細井戸委員長から、「北里大学や日本動物高度医療センター等の施設でこれらの技術がいち早く導入される中で、今後症例の検討も進むと思われる。我々も新しい技術に十分対応できる知識をもち、飼育者からの相談等にこたえたい。」とまとめられた。

## 6 委員会報告の取りまとめに向けた検討

前回会議における検討を踏まえて修正が加えられた取りまとめ案について、事務局による読み合わせを行いながら、項目ごとに検討を行った。

(1) 「1 はじめに」の部分については、このままの内容でまとめることとする。

(2) 「2 卒後臨床研修体制の発展的整備」について、

ア 研修施設と研修獣医師双方のメリットを具体的に報告の中に書き込まないと意味がない。

イ 研修を受けるのは個人であり、個人に対して国が予算措置をとることはないということのようだが、優秀な獣医師を社会に出すことが結果として国民全体の利益になることを示すべき。予算化するには何らかの理由付けが必要。研修の制度そのものが持つ公益性を鑑み、社会的理解が得られるような努力を日本獣医師会として行っていくことが必要である。

ウ 大学での臨床研修に対する補助については、文部科学省の所管事項であるが、省の壁を越えて全体の発展につながるようすべき。

エ 獣医事審議会計画部会ですでに（ア）の部分は進めているので、特段あらためて記載する必要はないのではないか。

オ 中川副会長から、大要以下の意見が述べられた。

（ア） 将来に向けた本質的な課題は、獣医師法の改正である。

（イ） 小動物臨床について、なぜ家庭動物を獣医師が診療するかという法的根拠そのものが不明確。家庭動物の診療には、動物の健康維持だけではなく、動物を飼育することにより精神的な満足、心の健康の増進を図り、人の健康福祉に寄与しているという大きな役割がある。さらに共通感染症対策を最も身近で担う地域拠点が動物診療施設であることも評価されるべき。

（ウ） 現行の獣医師法はかつての軍備増強、食糧増産の理念を踏襲している。そこでは伴侶動物としての小動物診療は全く想定外とさえ映る。時代の変化とともに、それに合わせて法令も書き換えられながら国民のよりよい生活の実現を果たすのが正しい姿ではないか。

カ 細井戸委員長から、以下のとおりまとめられた。

（ア） 家庭動物診療に対する目的・意義を明確にするため、法改正を含めて検討を深める時期に来ている。この点については、委員会報告に追記するとともに、理事会、三役会議等でも今後の対応を進めるよう求めている。

（イ） 研修施設や研修獣医師のメリットについては、より具体的に検討し、具体例を委員長・副委員長により詰め、事務局と調整のうえ各委員に諮り、委員会報告に盛り込む。

（ウ） 指定に関する申請手続きについて、簡単なマニュアルをまとめることも考慮する。

（エ） 研修プログラムの策定と公開については、大学で行っているものをもとにして、獣医師会から作成費を提供して民間施設で実施可能な現実的なカリキュラムを整備することが必要であり、今期委員会報告に記載するには検討が不足している。新卒獣医師を一定期間で所定のレベルまで養成するために必要な内容とは何か、来期委員会において十分検討して取りまとめることとしたい。

（オ） 大学でこういう教育を受けるべき、卒業後数年以内にはこういうことを身につけるべき、5年後、10年後にはこういうことができるようになっているべき、やがてはこのような社会貢献をして国民の利益に帰するべき、という小動物診療獣医師のライフステージモデルを示すことで、その役割が明確となり、将来の法改正のためにも社会的理解を得やすくなる。

（3）「3 一次診療と二次診療（高度専門医療・紹介診療）、夜間・休日診療の地域ネットワーク体制の整備」について

ア 北九州市獣医師会の事例紹介について、団体の規模、小動物診療獣医師の人数等を入れておくとよい。

イ 研修獣医師が、ローテーションで夜間を受け持てば、救命救急対応等の実地の研鑽の場となる。

- (4)「4 さいごに」について、内容はこのままとし、必要があれば上記内容を加筆修正してまとめる。

## **VI まとめ**

- 1 委員会報告は本日の検討を踏まえて委員長、副委員長及び事務局により再度取りまとめ、委員各位の確認後、委員会報告として正式にまとめることとする。
- 2 細井戸委員長から、会議への協力に対する謝意が述べられ、会議を終了した。